

福井県丹南広域組合職員互助会設置要綱

平成19年3月29日訓令第2号

(設置)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条の規定に基づき、福井県丹南広域組合職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定により派遣された職員を除く。以下「職員」という。）の福利厚生を増進を図るため、福井県丹南広域組合職員互助会（以下「互助会」という。）を設置する。

(経費)

第2条 互助会の経費は、会員の掛金、組合の負担金その他の収入をもって充てる。
2 前項の負担金の額は、毎年度予算の定めるところによる。

(監督)

第3条 管理者は、互助会の事業を監督し、必要な報告を求めることができる。

(委任)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。